

議案第75号

葛飾区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区特別区税条例等の一部を改正する条例

第1条 葛飾区特別区税条例（昭和39年葛飾区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第31条の見出し中「かかる」を「係る」に改め、同条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「変更し」を「変更し、」に、「においては」を「には」に、「かかる」を「係る」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、「かかる」を「係る」に改め、同条第3項中「かかる」を「係る」に、「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる区民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第28条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

付則第3条及び第3条の2を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第3条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第3条の2 削除

付則第6条第2項から第4項までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改める。

付則第14条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「付則第14条の2第1項」を「付則第14条の3第1項」に改め、同項第2号中「付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項」に、「付則第14条の2第1項」を「付則第14条の3第1項」に改め、同項第3号中「付則第14条の2第1項」を「付則第14条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金」を「特定給付補填金」に改め、同項第4号中「付則第2条の2の2」を「付則第2条の4」に、「付則第14条の2第1項」を「付則第14条の3第1項」に改め、同条第3項中「第15条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「付則第14条の2第3項」を「付則

第14条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項」に、「付則第14条の2第3項」を「付則第14条の3第3項後段」に改め、「、第20条の3第1項中「第15条第4項」とあるのは「付則第14条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「付則第14条の2第3項」を「付則第14条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「付則第14条の2第3項」を「付則第14条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「付則第14条の2第3項」を「付則第14条の3第3項前段」に改め、同条を付則第14条の3とし、付則第14条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税

の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下

この項において「特例適用配当等の額」という。) に対し、特例適用配当等の額 (第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条第1項の規定による申告書 (その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第24条第1項に規定する確定申告書を含む。) に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。) に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 (昭和37年法律第144号) 第7条第14項 (同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。) に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

第2条 葛飾区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年葛飾区条例第29号）の一部を次のように改正する。

付則第4条第3項の表第51条の3第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項及び同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から」に、「、第5項」を「同項、第5項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中葛飾区特別区税条例第31条の改正規定並びに同条例付則第14条の2の改正規定及び同条を同条例付則第14条の3とし、同条例付則第14条の次に1条を加える改正規定並びに次条第1項及び第3項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中葛飾区特別区税条例付則第6条の改正規定 平成29年4月1日
- (3) 第1条中葛飾区特別区税条例付則第3条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

（区民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の葛飾区特別区税条例（以下「新条例」という。）第31条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第31条第2項に規定する納期限が到来する区民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例付則第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の区民税について適用する。
- 3 新条例付則第14条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同

法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第12条第 6 項に規定する特例適用配当
等若しくは同法第16条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る区民税について適用する。